

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por6/2558 号

件名: バイオプラスチック産業の奨励

タイをバイオプラスチック産業を地域の中心に促進するために、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 11 条、第 18 条、および第 30 条の権限に基づき、2015 年 5 月 29 日における投資委員会の承認により、事務局はバイオプラスチックおよびバイオ科学産業における奨励者に国内向けの原材料および必要資材の輸入関税を 3 年間もしくは国内にメーカーができるまで 90% 減免する。承認は 1 年毎にするが対象の原材料もしくは必要資材は、相当な品質かつ十分に量があり、国内産または原産のものであってはならない。

布告日: 2015 年 6 月 25 日

(ヒランヤー・スチナイ)

投資顧問

投資委員長官代行